

答申第 523 号

平成 20 年 10 月 10 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 20 年 5 月 21 日付けで諮問された建築確認申請書等一部非公開の件（諮問第 573 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

特定の住宅に係る建築確認申請書及び完了検査申請書を一部非公開としたことは、妥当である。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県知事が、平成20年2月20日付けで、特定の住宅（以下「本件住宅」という。）に係る建築確認申請書及び完了検査申請書（以下「本件行政文書」と総称する。）を一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 不正・不備を一掃するため、設計事務所が県へ提出した本件住宅に係る図面の公開を求める。

イ 本件住宅の建物本体の取壊し及び不正な業者の免許取消しを求める。
また、本件住宅に係る建築計画概要書（以下「本件概要書」という。）と現場の状況に差異があるので、是正等を求める。

3 実施機関（土木事務所）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、建築基準法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、建築主事が確認処分を行った、特定の建築確認に係る確認申請書及び完了検査申請書である。

本件行政文書のうち確認申請書は、確認申請書（建築基準法施行規則（以下「規則」という。）第2号様式）の第1面から第5面までのほか、以下に掲げる文書により構成されている。

ア 委任状

イ 建築設備の種類別紙

ウ 使用建築材料表

- エ 道路査定図
- オ 公図の写し
- カ 設計概要表・案内図
- キ 建物面積表
- ク 24時間常時換気計算図・住宅用防災警報器設置図
- ケ 法令チェック
- コ 耐風・耐震壁量判定
- サ 壁量計算釣合い判定
- シ 仕上表
- ス 現況図
- セ 配置図
- ソ 1階平面図
- タ 2階平面図
- チ 立面図
- ツ 建築確認申請書等経由済証

また、本件行政文書のうち完了検査申請書は、完了検査申請書（規則第19号様式）の第1面から第4面までにより構成されている。

(2) 本件処分において非公開とした情報（以下「本件非公開情報」という。）について

本件非公開情報の概要は、次のとおりである。

- ア 確認申請書第2面のうち、建築主の電話番号
- イ 確認申請書第4面のうち、1階及び2階の床面積並びに屋根、外壁、軒裏、居室の床の高さ及びその他必要な事項
- ウ 確認申請書第5面のうち、柱の小径、横架材間の垂直距離、居室の天井の高さ及び用途別床面積
- エ 委任状のうち、建築主の電話番号
- オ 建築設備の種類別の別紙のうち、各項目の数量等
- カ 使用建築材料表のうち、各項目の数量等
- キ 設計概要表・案内図のうち、建築主の電話番号、1階及び2階の床面積並びに工法

- ク 建物面積表のうち、各項目の数量等
- ケ 24時間常時換気計算図・住宅用防災警報器設置図のうち、各項目の数量等
- コ 法令チェックのうち、各項目の数量等
- サ 耐風・耐震壁量判定のうち、各項目の数量等
- シ 壁量計算釣合い判定のうち、各項目の数量等
- ス 仕上表のうち、各項目の仕上げ材料等
- セ 現況図のうち、既存建物の延べ床面積
- ソ 1階平面図のうち、方位を除くすべての図面
- タ 2階平面図のうち、方位を除くすべての図面
- チ 立面図のうち、窓の大きさ等
- ツ 完了検査申請書第2面のうち、建築主の電話番号

(3) 神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

本件住宅は、特定の個人の専用住宅であることから、本件行政文書に記載されたすべての情報は、特定の個人が識別される情報であり、条例第5条第1号本文に該当する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 本件行政文書に記載された情報のうち、本件概要書に記載されている情報は、法令の規定に基づき何人も閲覧等が可能な情報であると認められることから、条例第5条第1号ただし書アに該当する。

(イ) 本件行政文書に記載された情報のうち、立面図に係る情報の一部は、一般に公となっている本件住宅の外観が記載されたものであり、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められることから、条例第5条第1号ただし書イに該当する。

(ウ) 本件行政文書に記載された情報のうち、上記（ア）及び（イ）に該当する情報を除いた情報は、条例第5条第1号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと認められる。したがって、当該情報については、非公開とすることが妥当であると判断した。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭により意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件住宅に係る建築確認申請書及び完了検査申請書である。

(3) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（以下「個人情報」という。）を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人情報のもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件行政文書には、本件住宅の建築主である特定の個人の氏名及び住所（以下「本件氏名等」と総称する。）が記載されており、また、本件氏名等は、本件概要書に記載されている情報であることから、法の規定に基づき何人も閲覧等が可能な情報であると認められる。

したがって、本件行政文書の全体が、本件住宅の建築主である特定の個人が識別される情報であると認められるので、本件非公開情報は、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号ただし書は、個人情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは公開すると規定している。

(イ) 当審査会が本件行政文書を確認したところ、本件行政文書に記載されている情報のうち、本件概要書に記載されている情報については同号ただし書ア該当により、本件住宅の外観に係る情報等については同号ただし書イ該当により、いずれも本件処分において公開されている。

(ウ) また、本件行政文書のうち、前記(イ)のとおり公開されている情報を除いた情報は、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められない。

(エ) したがって、本件非公開情報は、条例第5条第1号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

(4) その他

当審査会は、行政文書の公開請求に係る諾否決定についてなされた行政不服審査法に基づく不服申立てに対する決定等を実施機関が行うに際しての意見を求められているものであり、前記2(2)イの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 20 年 5 月 21 日	○ 諮問
5 月 22 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
6 月 10 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
6 月 12 日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
6 月 26 日	○ 不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
7 月 22 日 (第 75 回部会)	○ 審議
8 月 6 日	○ 指名委員により不服申立人から意見を聴取 ○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
8 月 18 日 (第 76 回部会)	○ 審議
9 月 12 日 (第 77 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正史	同志社大学教授	会長職務代理者 部 会 員
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	
玉巻 弘光	東海大学教授	
辻山 栄子	早稲田大学教授	部 会 員
東 玲子	弁護士（横浜弁護士会）	
堀部 政男	一橋大学名誉教授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成20年10月10日現在) (五十音順)